

倫理綱領

学校の教育と組織・運営に関する指針

平成27年6月



内閣総理大臣認定

公益社団法人 東洋療法学校協会

公益社団法人 東洋療法学校協会倫理綱領

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう等の東洋療法は、近年、国民の健康の維持・増進及び疾病の予防・治療に果たす役割が高まっている。このため東洋療法の施術に携わる者は、専門的知識・技術の修得のみならず、幅広い教養と豊かな人間性、深い洞察力、倫理観を備え、社会の幅広い要請に柔軟に対応できる能力が求められている。

このような社会的要請に応えるため、東洋療法の医療人を養成する学校又は養成施設（以下「学校」という）は、その使命と社会的責務を充分認識し、組織・運営、教育内容の整備改善や教職員の質的向上に努めていかなければならない。

（公社）東洋療法学校協会（以下「学校協会」という）は、質の高い東洋療法の医療人を育成し国民の信頼に応えていくため、自主的取り組みとして倫理綱領を定め、広く社会に遵守することを誓うものである。

〔学校の使命〕

第1条 各学校は、組織的・体系的な教育のもと、国民の保健衛生の向上に寄与する東洋療法の専門医療人を養成することを使命とし、絶えず教育水準の維持・向上に努める義務と社会的責任を負う。

〔学校の自主性と連携〕

第2条 各学校は、建学の精神・教育理念に従い自主性を持った教育と学校運営を行い、社会に貢献できる医療人を養成することに努めなければならない。

2 各学校は、他学校の自主性を尊重し、相互関係を維持しつつ、連携して教育水準の維持及び質の向上にむけ不断の努力を行い、国民の信頼を得よう努めなければならない。

〔学校の公共性と法令の遵守〕

第3条 各学校は、学校教育法及び私立学校法により公共性を有するとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律によって国民の保健衛生の向上を担う医療人を育成するという社会的責務を負う。各学校は、各種の関係法令を遵守し監督庁が定める指導要領に基づいた公正・妥当な学校運営を行うことはもとより、学校協会の定款及び諸規則を遵守し、医療系の教育機関として品位を保持し、倫理性に基づいた質の高い教育と学校運営の実践をしていくよう努めなければならない。

〔自己点検・評価及び相互評価〕

第4条 各学校は、その理念・目的及び社会的使命の実現にむけて、教育内容の水準を維持し、発展・向上させるため、自らの組織・運営、教育活動等の状況について系統かつ不断に自己点検を行うよう努めなければならない。

2 各学校は、学校間で相互に連絡を密にし、研鑽と相互評価の機会を持ち、協力して教育水準の維持・発展に努めなければならない。

3 点検・評価にあたっては、本綱領及び別に定める学校の教育と組織・運営に関する指針（以下「指針」という）を基に適切な評価項目の設定や体制を整えて行うこととする。

〔遵守義務〕

第5条 学校協会会員校は、本綱領及び指針を遵守し、誠実に履行して、その使命と社会的責務を全うするよう努めなければならない。

附則 この倫理綱領は、平成13年12月から施行する。

学校の教育と組織・運営に関する指針

この指針は、「公益社団法人 東洋療法学校協会 倫理綱領」を実現するため、各学校の教育、学生募集、財政、組織・運営等について基本的事項を示したものである。

本指針は、各学校が、教育機関として適切な学校組織の運営と質の高い教育の実現を図るうえで、自己点検・評価の基準となるものであるとともに、各学校間の自主的な相互評価を行う際の指針とするものである。

第1章 教育

〔教育・設置理念〕

第1条 各学校は、その教育・設置理念に基づいて自主性をもった教育活動を展開し、社会に貢献できる質の高い東洋療法の医療人を育成するよう努めなければならない。

〔教育に関する組織的機能〕

第2条 各学校は、その教育・設置理念の実現のため、適切な規模・内容を有する教職員組織、施設・設備その他の諸規定を確立整備し、組織的に管理運営することが必要である。

〔教育活動〕

第3条 各学校は、学生が自発的・積極的に意欲をもって学習できるよう教育課程の編成、教育方法、評価基準等の確立整備についても創意工夫し、教育活動を行う責任を負う。

〔教員資格〕

第4条 各学校は、教員の採用にあたっては、関連法律や諸規則を遵守することはもとより、教育指導上の能力、人格、その他の教育、研究業績、社会における活動等にも留意する必要がある。

〔教職員の倫理〕

第5条 各学校は、教職員が学校の教育理念・目的と使命とを自覚し、教職員にふさわしい倫理と円満な良識をもち、公正妥当な職務が遂行されるよう配慮しなければならない。

〔教職員の教育条件の整備〕

第6条 各学校は、教員に適当な時間的余裕が与えられ、授業負担が重荷にならないよう配慮するとともに、その資質向上に必要な研修の機会を確保させ、教育活動がより活性化されるよう努めなければならない。

〔教育課程〕

第7条 各学校は、基礎医学教育を徹底し、専門科目の充実によって東洋療法の基礎知識と技術の教育を体系的に行うとともに、医療人として要求される問題解決能力の育成を図るために実技教育と臨床実習を拡充し、臨地実習の機会を設け、広く社会・医療を意識できる医療人の育成を図らなければならない。

〔職業倫理教育〕

第8条 各学校は、専門的知識・技術の修得だけでなく、医療人として人格の陶冶を図るため、不断に倫理や態度に関する教育を行うよう努めなければならない。

〔教育指導上の配慮〕

第9条 各学校は、学生に対する適切な学習指導、その他学習活性化のため必要な措置を積極的に講じ、学生の学習意欲の促進を図り、教育効果を充分発揮させるよう努めなければならない。

2 各学校は、社会や時代の変化、要請等を視野に入れながら教育目標、教育方法、教育評価等を常に点検・改良をする必要がある。

〔施設・設備、図書館〕

第10条 各学校は、教育上十分な施設・設備等を整備するとともに、適切な規模の図書施設を保有し、効果的な利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

2 各学校は、医学や科学の進展、その他社会の様々な要請の変化に適切に対応しうるよう絶えずこれらの更新・拡充を図り、その有効活用に留意することが必要である。

〔学生生活への配慮〕

第11条 各学校は、学生が精神的・肉体的に安定を得て学業に励み、学校生活を通じて豊かな人間性を涵養し個々の学生がもつ個性と資質・能力を十全に開花させるために、適切な教育指導を行う環境を整備し、学生の個性・特徴に応じて集団的もしくは個別的に学生生活に関する指導・助言を行うよう努めなければならない。

第2章 学生募集

〔入学者募集・選考及び決定の基本原則〕

第12条 各学校の入学者の募集・選考及び決定に関する手続き、方法等は、公明かつ公平に行わなければならない。

2 入学者の募集・選考及び決定の手続き、方法等については、関連諸規則、監督庁の指導要領及び通知等を遵守しなければならない。

〔入学者募集〕

第13条 各学校は、入学者の募集にあたっては、募集要項の記載内容の他、説明会・見学会の開催等について公明性・公平性に留意し、学校に対する社会の信頼を失墜しないよう充分注意しなければならない。

〔入学者選考方法〕

第14条 各学校は、教育理念・目的を適切に反映させた入学者選考方針を定め、これに基づいて厳格に実施しなければならない。

2 入学者の選考方針は、医療人として相応しい人格、幅広い教養と豊かな人間性をもった者が入学できるよう配慮しなければならない。

〔合否決定の公正性〕

第15条 各学校は、入学者の決定にあたっては、公正かつ明瞭な合否基準を設定し、厳正に行わなければならない。

2 合格者の決定にあたっては、定員に充分留意し、定員超過による教育力の低下を招かないように注意しなければならない。

第3章 財 政

〔財政運営の健全化〕

- 第16条** 学校運営資金の設定、受け入れは、公明性を確保し、疑惑を招くことのない妥当な方法によらなければならない。
- 2 学校運営資金は、教育水準の維持向上のために使用すべきであり、その支出に当たっては、理事会等の意思決定に基づいて行わなければならない。
 - 3 施設の整備・充実等の事業計画を策定する場合には、理事会等において、充分審議を尽くすことにより、その必要性と資金調達との均衡に配慮しながら無理のないよう事業計画を推進していかなければならない。

〔経理の公正性〕

- 第17条** 資金の調達、支出については、学校法人会計基準又は公益法人会計基準に基づき、適正に処理しなければならない。
- 2 学校法人等の経理については、学校法人会計基準又は公益法人会計基準に則して開示を行っていくよう努めなければならない。

第4章 学校法人等の組織管理・運営

〔意思決定機関・内部牽制機関の整備〕

- 第18条** 各学校は、組織の管理運営にあたっては、理事会・評議員会またはこれに準じる意思決定機関が充分機能するとともに、監査・予算制度等の適切な内部牽制組織が十分その役割を果たし、教育活動が円滑・適切に行われ教育内容の維持・向上が図られるよう努めなければならない。

〔諸規程の整備〕

- 第19条** 学校法人等は、経理・組織等諸々の規程を整備し、これに従い適切に行う必要がある。

倫理綱領

学校の教育と組織・運営に関する指針

初 版 平成13年12月

復刻版 平成27年 6月

発行人 公益社団法人 東洋療法学校協会
会 長 坂本 歩
